

出産育児一時金の見直し(案)について

○施行期日…平成27年1月1日(12月議会議案上程予定)

○改正内容…健康保険法施行令等の一部改正に伴い、産科医療補償制度の掛金の見直しと併せ、出産育児一時金の金額を見直すもの。

○改正の内容

1. 出産育児一時金の総額について

出産育児一時金 + 産科医療補償制度の掛金
(3万円を超えない範囲内において規則で定める額)

	出産育児一時金		産科医療補償制度の掛金		合計
		差額		差額	
改正前	<u>39万円</u>		<u>3万円</u>		42万円
改正後	<u>40万4,000円</u>	+14,000	<u>1万6,000円</u>	-14,000	42万円

※健康保険法施行令の一部改正(平成26年月日公布)

※出産費用 41万7,000円(24年度全国平均)

2. 改正案の概要について

(市国民健康保険条例第5条第1項関係)

出産育児一時金の額を「39万円」から「40万4,000円」に改める。

(市国民健康保険条例施行規則第13条関係)

産科医療補償制度の掛金の額を「3万円」から「1万6,000円」に改める。

※支給対象者(平成25年度実績) 87件

参考

○清須市国民健康保険条例(平成17年7月7日条例第113号)

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、3万円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。

○清須市国民健康保険条例施行規則(平成17年7月7日規則第93号)

(出産育児一時金の支給申請)

第13条 略

2 市長は、前項の申請が条例第5条第1項ただし書に規定する出産であると認められるときは、出産育児一時金に3万円を加算する。

3. 産科医療補償制度について

分娩に関連して重度脳性麻痺を発症した場合、分娩機関の医療過誤に関係なく補償する。

(補償対象) …出生体重 1,400 g 以上、妊娠 32 週以上で身体障害者 1 級又は 2 級相当の重度脳性麻痺

(補償水準) …準備一時金 (看護・介護を行う基盤整備のための資金) →600 万円
補償分割金 (看護・介護費用として毎年定期的に支給) →120 万円/年×20 回

総額 3,000 万円

(掛金) …1 分娩につき 16,000 円 (分娩費用に上乘せ)

(運営主体) …日本医療機能評価機構

参考

○産科医療補償制度の掛金について (平成 21 年 1 月施行)

掛金 3 万円・・・当初の保証対象者を 800 名と見込む。

現状最大値は 719 名→掛金 2 万 4,000 円

剰余金 800 億円→△ 8,000 円

今後の掛金は、1 万 6,000 円とする。